

以下の評価業務のうち電子申請（E-accessに限る）以外の申請（書面申請）である場合、
書面交付手数料として1件につき5,500円（消費税込）を加算する。

設計住宅性能評価料金表

（第7条第1項関係）

戸建住宅

1. 必須項目のみ評価を希望する場合 （消費税込・単位：円）

区分	階数	延べ床面積	設計評価料金
一般	2階以下	200㎡以内	69,300
		200㎡超	83,600
	3階	200㎡以内	75,900
		200㎡超	90,200
製造者認証	2階以下	200㎡以内	55,000
		200㎡超	66,000
	3階	200㎡以内	61,600
		200㎡超	72,600

・階数が4以上の場合については、別途見積とする。

2. 必須項目以外も評価を希望する場合 （消費税込・単位：円）

区分	階数	延べ床面積	設計評価料金
一般	2階以下	200㎡以内	73,700
		200㎡超	86,900
	3階	200㎡以内	80,300
		200㎡超	93,500
製造者認証	2階以下	200㎡以内	59,400
		200㎡超	70,400
	3階	200㎡以内	66,000
		200㎡超	77,000

・階数が4以上の場合については、別途見積とする。

共同住宅等

1. 必須項目のみ

(消費税込・単位：円)

区分	延べ床面積	設計評価料金
一般 (3階以下)	200㎡以内	$(7,700 \times M) + 66,000$
	200㎡超～500㎡以内	$(7,700 \times M) + 105,600$
	500㎡超～1,000㎡以内	$(7,700 \times M) + 158,400$
	1,000㎡超	別途見積
製造者認証 (3階以下)	200㎡以内	$(6,600 \times M) + 52,800$
	200㎡超～500㎡以内	$(6,600 \times M) + 84,700$
	500㎡超～1,000㎡以内	$(6,600 \times M) + 126,500$
	1,000㎡超	別途見積

(Mは設計評価の対象とする住戸数)

- ・ 選択項目がある場合は上表料金の1.2倍とする。
- ・ 階数が4以上の場合については、別途見積とする。

変更設計住宅性能評価等料金表

(第7条第2項関係)

1. SBCで設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅の場合

(消費税込・単位：円)

変更の内容	変更設計評価料金
設計住宅性能評価に関する変更の場合 (選択項目がある場合は右表料金の1.2倍とする。)	当該評価料金×1/2
評価書の記載内容に係る変更 (評価結果を記載した部分の変更以外)	$6,600 \times M$

(Mは設計評価の対象とする住戸数)

2. 他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた住宅の場合

他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた後、SBCに変更設計住宅性能評価申請を行なう場合の料金は、変更申請に係る床面積に応じ、別表第1により算出される額とする。

長期使用構造等確認料金表

(第8条第1項関係)

戸建住宅

(消費税込・単位：円)

区分	階数	延べ床面積	単独審査	評価併願
一般	2階以下	200㎡以内	73,700	8,800
		200㎡超	86,900	8,800
	3階	200㎡以内	80,300	8,800
		200㎡超	93,500	8,800
製造者認証	2階以下	200㎡以内	60,500	8,800
		200㎡超	69,300	8,800
	3階	200㎡以内	67,100	8,800
		200㎡超	77,000	8,800

・階数が4以上の場合については、別途見積とする。

共同住宅

(消費税込・単位：円)

区分	延べ床面積	単独審査	評価併願
一般 (3階以下)	200㎡以内	$(7,700 \times M) + 66,000$	$13,200 \times M$
	200㎡超～500㎡以内	$(7,700 \times M) + 105,600$	
	500㎡超～1,000㎡以内	$(7,700 \times M) + 158,400$	
	1,000㎡超	別途見積	別途見積
製造者認証 (3階以下)	200㎡以内	$(6,600 \times M) + 52,800$	$9,900 \times M$
	200㎡超～500㎡以内	$(6,600 \times M) + 84,700$	
	500㎡超～1,000㎡以内	$(6,600 \times M) + 126,500$	
	1,000㎡超	別途見積	別途見積

(Mは設計評価の対象とする住戸数)

・階数が4以上の場合については、別途見積とする。

変更長期使用構造等確認料金表

(第8条第2項関係)

1. SBCで長期使用構造等確認書の交付を受けた住宅の場合

(消費税込・単位：円)

変更の内容	変更設計評価料金
技術審査を伴う場合(構造あり)	$19,800 \times M$
技術審査を伴う場合(構造なし)	$13,200 \times M$
誤記訂正等技術審査を伴わない	$5,500 \times M$
軽微変更該当証明	$5,500 \times M$
再発行	$5,500 \times M$

(Mは設計評価の対象とする住戸数)

建設住宅性能評価「新築住宅」料金表

(第16条第1項関係)

戸建住宅

1. 必須項目のみ

(消費税込・単位：円)

区分	延べ床面積	検査回数	建設評価料金
一般	200㎡以内	4回	105,600
	200㎡超	4回	118,800
製造者認証	200㎡以内	3回	79,200
	200㎡超	3回	92,400

- ・ 選択項目がある場合は上表料金の1.2倍とする。
- ・ 上記料金には住宅紛争処理支援センター負担金を含みます。
- ・ 再検査及び地下室等により上記検査回数を超える場合は、検査1回につき26,400円(消費税込)とする。
- ・ 現場立ち会いがなされず再度現場検査を行う場合、または現場において工程未達等により検査実施が困難な場合は、検査1回につき16,500円(消費税込)とする。
- ・ 申請者の依頼等により追加検査を行う場合の料金は別途協議とする。
- ・ 東京23区の現場については、検査1回につき16,500円(消費税込)加算する。
- ・ 埼玉県の現場については、検査1回につき25,300円(消費税込)加算する。
- ・ 千葉県の現場については、検査1回につき39,600円(消費税込)加算する。
- ・ 山梨県の現場については、検査1回につき35,200円(消費税込)加算する。

2. 他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合

他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合の評価料金は、上表により算出される額に当該住宅について設計住宅性能評価を行うものとして別表第1により算出される額の3分の1の額(1,000円未満の端数を切り捨てた額)を加算する。

共同住宅（必須項目のみに限る）

1. 必須項目のみ

（消費税込・単位：円）

延べ床面積	建設評価料金
200㎡以内	$(10,560 \times M) + 145,200$
200㎡超～500㎡以内	$(10,560 \times M) + 198,000$
500㎡超～1,000㎡以内	$(10,560 \times M) + 303,600$
1,000㎡超	別途見積

（Mは建設評価の対象とする住戸数）（検査4回の場合の料金）

- ・ 選択項目がある場合は上表料金の1.2倍とする。
- ・ 上記料金には住宅紛争処理支援センター負担金を含みます。
- ・ 再検査及び地下室等により上記検査回数を超える場合は、検査1回につき上記申請料の1/4（消費税込）とする。
- ・ 現場立ち会いがなされず再度現場検査を行う場合、または現場において工程未達等により検査実施が困難な場合は、検査1回につき16,500円（消費税込）とする。
- ・ 申請者の依頼等により追加検査を行う場合の料金は別途協議とする。
- ・ 東京23区の現場については、検査1回につき16,500円（消費税込）加算する。
- ・ 埼玉県の場合は、検査1回につき25,300円（消費税込）加算する。
- ・ 千葉県の場合は、検査1回につき39,600円（消費税込）加算する。
- ・ 山梨県の場合は、検査1回につき35,200円（消費税込）加算する。

2. 他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合

他の機関で設計住宅性能評価書の交付を受けた場合の評価料金は、上表により算出される額に当該住宅について設計住宅性能評価を行うものとして別表第1により算出される額の3分の1の額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）を加算する。

変更建設住宅性能評価料金表

(第16条第2項関係)

(消費税込・単位：円)

変更内容等	変更建設評価料金
(1) 建設住宅性能評価書「新築住宅」の交付を受けた後、変更建設住宅性能評価申請を行う場合	19,800 × M

(Mは建設評価の対象とする住戸数)

書面で交付した評価書を再交付する場合の料金表

(施行規則第4条第4項・第5項及び第7条第4項・第5項関係)

(消費税込・単位：円)

項目	手数料
設計住宅性能評価書を再交付する場合	(1,320円 × M) + 5,500円
建設住宅性能評価書を再交付する場合	

(Mは再交付の対象とする住戸数)

評価料金を減額する場合の割合

(第31条関係)

第31条該当号	割引率
(1) ~ (9)	30%を上限とする。

(注1) (建設住宅性能評価に係る紛争処理支援センターへの負担金は除く。)

(注2) (5)の申請件数を超える場合または(9)に該当する場合は別に定める。